

参加希望者様

独立行政法人水資源機構分任契約職
：揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件 名 徳山ダム船舶引き上げ
2 業務場所 岐阜県揖斐郡揖斐川町開田地内
3 履行期間 契約締結の翌日から令和7年12月27日まで
4 内容等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません
2 見積参加要件 仕様書の内容を履行可能であること。
- 3 見積書等
1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2)提出方法 FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)なお、FAX又は電子メールに拵りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
- 3)見積書 提出期限 令和7年11月20日 12:00 まで
4)提出先 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_ibinagasou@water.go.jp
5)質問書 提出期限 令和7年11月13日 12:00 まで
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年11月21日 12:00 までとします。
- 7)その他
①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しができません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 その他
1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

令和7年11月10日

各事業者の営業担当各位

(独)水資源機構揖斐川・長良川総合管理所発注業務 見積依頼のご案内

独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所では、次の件名につきまして見積依頼を行っています。当見積に、ご参加される意思のある方は、当機構HPをご覧いただきたく、失礼ながらご連絡申し上げます。

件名	徳山ダム船舶引き上げ	
業務場所	岐阜県揖斐郡揖斐川町開田地内	
履行期間	契約締結の翌日から令和7年12月27日まで	
見積参加要件	仕様書の内容を履行可能であること。	
主な発注内容	本業務は、徳山ダムの管理用船舶を湖面から引き上げるものである。	
見積書提出期限	令和7年11月20日	12:00
質問書提出期限	令和7年11月13日	12:00
	※仕様書等に対する質問がある場合、または物品購入の場合で同等品規格の確認を行う場合は質問書を提出していただくことになります。	
担当部署連絡先	電話番号	0594-42-5012
	FAX番号	0594-42-5020
	メールアドレス	nyukei_ibinagasou@water.go.jp
担当職員	経理課 里西 星哉	

◆オープンカウンタとは？

物品購入等の調達に係る見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

◆見積への参加方法

①揖斐川・長良川総合管理所HPに掲載した各発注案件に応じて、見積に参加意欲のある方は、見積依頼書に添付されている仕様書をご確認いただき、「見積依頼書等の交付受領書」を電子メールまたはFAXにて揖斐川・長良川総合管理所あて提出してください。

揖斐川・長良川総合管理所ホームページアドレス(URL)

https://www.water.go.jp/chubu/nagara/

より「オープンカウンタ方式による調達情報」をご覧ください。

③見積書を電子メール、FAX及び持参または郵送で当事務所あてご提出ください。

④仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

⑤契約の相手方として決定した方へのみ、電子メールにて契約決定の通知をお送りします。

徳山ダム船舶引き上げ

仕様書

令和 7 年 1 月

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

第1章 共 通

第1節 総 則

1－1 適用

本仕様書は、徳山ダム船舶引き上げ（以下「本業務」という。）に適用する。

1－2 業務の概要

本業務は、徳山ダムの管理用船舶を湖面から引き上げるものである。

1－3 業務場所

岐阜県揖斐郡揖斐川町開田地内

1－4 履行期間

契約締結の翌日から令和7年12月27日までとする。

第2節 一般事項

2－1 履行範囲

本業務の対象は以下に示す。

施設名	船舶名	数 量	作業内容等	備 考
徳山ダム	いび2号	1隻	船体陸上げ	
	いび3号	1隻	船体陸上げ	
	いび4号	1隻	船体陸上げ	

2－2 安全管理

受注者は、安全衛生に関する責任者を定め、業務中全ての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業規則、表示、現場立入規制等を設け、業務関係者に周知徹底させるとともに、安全作業のために必要な施設を設置し、保安、防災及び衛生等の現場管理に万全を期すものとする。

2－3 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は業務妨害）に対し、断固としてこれを拒否し、また不当介入を受けた場合は、速やかに担当者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。

担当職員等とも連絡を密にとり、工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

2－4 設計変更

引き上げる船舶の数量を変更する場合が有り、協議の上対応を指示する場合がある。
かかる費用については設計変更の対象とする。

2－5 疑義等

仕様書等について疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ決定するものとする。

第2章 作業内容

第1節 船舶の仕様

本業務対象船舶の仕様は、別紙－1 「管理用船舶仕様一覧表」に示すとおりである。

第2節 引き上げ作業

2-1 作業時期

作業時期は、11月下旬～12月上旬を予定しており、実施日は担当職員と打合せを行い決定するものとする。

2-2 引き上げ作業

1. 引き上げに用いるクレーン及び吊り具については、受注者により準備するものとする。
2. 湖面より引き上げた船舶については、機構所有のボートトレーラーに積込むものとする。
3. 引き上げの際は、船体がコンクリート擁壁へ接触しないよう注意して作業に当たるものとする。

以上

管理用船舶仕様一覧表

徳山ダム船舶

船名	いび2号	いび3号	いび4号
船種	作業船（和船）	作業船（和船）	巡視船
型式	ヤマハ GN0	ヤマハ GN0	ヤマハ FR6（改造）
機種	ヤマハ W-20PH	ヤマハ W-20PH	ヤマハ FR-26
全長	5.56m	5.56m	7.77m
全幅	1.92m	1.92m	2.57m
深さ	0.73m	0.73m	1.30m
総トン数	0.7トン	0.7トン	3.4トン
定員	6名	6名	12名
主機関	型式	ヤマハ F25GWHL	ヤマハ F40FEHT
	出力	25PS/5,500r.p.m	40PS/6,000r.p.m
			200PS/5,500r.p.m

FAX: 0594-42-5020

(独立行政法人水資源機構 挿斐川・長良川総合管理所 経理課あて)

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

揖斐川・長良川総合管理所長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年11月10日に交付された徳山ダム船舶引き上げの見積依頼書等を受領しました。

（連絡先）

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

- 例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4=127$
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	$127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

- 例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4+1=128$
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	
◎◎工業	¥500,000-	2	1	$128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。